公益財団法人日本健康・栄養食品協会

2022年度臨時評議員会議事録要旨

１．開催場所　公益財団法人日本健康・栄養食品協会　3階　会議室
２．開催日時　2023年3月28日（火）14時00分～15時30分
３．評議員現在数及び定足数
　　総数20名、定足数11名
４．出席評議員数16名
（会議室出席8名）遠藤雅也、橘本賢次郎、久保英明、桑崎俊昭、佐藤秀隆、椎橋良太郎、成松義文、若尾修司
（Web会議Zoomシステム出席8名）亀井美登里、蒲生恵美、菅いづみ、榊原仁嗣、佐藤潔、宗林さおり、寺島大悟、武藤正樹
（欠　　席）安部俊朗、岡田哲也、清水秀樹、笛木正司
（出席監事）西本恭彦、松田紘一郎
（出席理事）矢島理事長、青山常務理事
５．議　　案　第1号議案　定款の改正について
　　第2号議案　役員候補選出委員会規則の改正について
　　第3号議案　評議員候補選出委員会規則の改正について
　　第4号議案　評議員会運営規則の改正について
　　第5号議案　評議員候補選出委員の選出について
　報　　告　1. 2023年度事業計画
　　2. 2023年度収支予算
　　3. その他
　　・特定保健用食品（疾病リスク低減表示）の動き
　　・消費者庁長官に説明した機能性表示食品の課題と対策
　　・日健栄協トップセミナー（案）
　　・業務執行理事の職務について
６．会議の概要
　冒頭で議長から、本日、Web会議で出席の8名の評議員の紹介があり、音声が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に適時的確な意見表明が互いにできる状態での開催である旨の確認があった。
(1) 定足数の確認等
　議長より定足数についての確認があり、事務局長から定足数を満たしていることの報告があった。

(2) 議案の審議状況

議長が定款第 28 条第 2 項に基づき、議事録署名人 2 名の選出について諮ったところ、寺島大悟評議員と武藤正樹評議員が出席評議員全員一致で選出された。

第 1 号議案　定款の改正について

総務部長より資料に基づき本議案の説明があった。説明によると、この度の改正は評議員会議長の任期の変更に関する件である。当協会は公益財団となり 12 年が経過しているが、内閣府が示したモデル定款に準じた当協会の定款に従って、法人機関としての評議員会、理事会を滞りなく運営している。これまで評議会員議長は評議員の任期中の 4 年間固定する方法を取っていたが、6 月の評議員改選後から議長を評議員会毎に互選とすることに変更したいというものである。公益財団の評議員会の議長の任期に関しては、法人法とか公益認定法の規定に記載はなく、通常は議長互選のうえ議事を進行することになっている。これについては公益法人協会にも確認済である。6 年ほど前に理事・評議員の推薦基準を設定した際に理事等の定年について厚労省関係の公益財団 17 団体にアンケートを取ったことがあり、この度もこの団体に評議員会の議長についての調査をしたところ、17 団体の内 12 団体が議長は評議員の任期中の固定ではなく、評議員会の開催毎に互選してるという現状だった。

定款改正案は以下の通り。

定款改正(案)（改正条項のみ抜粋）

（議長）

第23条評議員会議長は、評議員会において~~選定し、その任期は当該評議員の任期と同様~~互選とする。

~~２議長は、評議員会の進行を務め~~議事を整理する。

~~３議長は、評議員会の議事を整理するとともに、第３１条第２項の役員候補選出委員会の委員長となる~~。

11改正本定款は、令和5年3月28日から施行する。

但し第23条第１項は、令和5年定時評議員会の終了後から施行する。

（令和 5 年 3 月 28 日　評議員会議決）

なお、説明の際、通信画面に資料が掲示されない場面があり、総務部長より重ねて説明があった。説明の後、成松議長から自分は評議員会議長を長く続けているが、この度の改正については妥当だと理解する。なぜならこの改正により、評議員会の特性としていろいろな評議員の方々から意見を出していただき運営されることが偏りがなく新しい視点が共有できる評議員会になっていくと考えるので、この案に

ついては賛成であるとの意見があった。

本議案について意見を求めたところ、他に特段の意見もなく原案通り会場に出席の評議員及びWeb会議に出席の評議員全員一致で了承された。

第２号議案　役員候補選出委員会規則の改正について

総務部長より資料に基づき説明があった。説明によると、第１号議案の定款の改正により評議員会議長の任期がその都度、選任されることになったことに伴う変更として議長がこれまで自動的に候補選出委員会の委員長になっていた。候補選出委員会規則についてその部分を単純に消すのではなく議長に任期変更と整合性を取るための改定をしたというものである。また、常務理事より、以下の補足説明があった。説明した議長任期の改正に伴う改正のほか、これまで、役員、評議員の選出方法についてはモデル定款に基づき行い、役員等候補者リスト作成検討会、理事会、役員候補選出委員会、評議員会と４段階で選出をするというステップを踏んできたが、協会は公益財団となり 12 年が経過して法人機関としての評議員会、理事会を滞りなく運営している。今後はモデル定款に準ずるだけでなく法律の範囲内で徐々に効率化を図っていきたいという項目である。

役員候補選出委員会規則の改正案は以下の通り。

役員候補選出委員会規則（改正案）

（構成及び選出方法）

第３条　選出委員会は、~~評議員会議長を含む~~評議員２名、事務局員１名、及び次項の定めに基づいて選任された外部委員２名で構成する。

3　選出委員会の委員長は、評議員~~会議長~~が就任する。

4　選出委員会の~~委員長を除く他の~~委員は、評議員会において選任する。

~~5　前項の選任に当たり、選出委員会の委員長は、理事会に対しその候補の提出を依頼できる。~~

~~6　理事会は、選出委員会の委員長から前項の要請があった場合は、その候補者の名簿を提供しなければならない。~~

（決議及び役員候補の選出方法）

第５条　選出委員会の決議は、選出委員会委員のうち外部委員を含む３分の２以上の出席をもって行う。

3　前項の選定に当たり、~~選出委員会の委員長は、~~理事会は~~に対し~~その候補~~の~~を提出す~~を依頼でき~~る。

~~4　理事会は、選出委員会の委員長から前項の要請があった場合は、役員等候補者リスト作成検討会から出された候補者名簿案をもとに協議し、その候補者の名簿を提供しなければならない。~~

~~5　役員等候補者リスト作成検討会は、理事長、理事１名、評議員１名、監事１名、事務局員１名で構成する。~~

（情報提供）

第６条　理事会は選出委員会における前条の審議に当たり、~~選出委員会の委員長の要請があった場合は、~~下記各号の情報を提供しなければならない。

改正　この規則は、令和５年３月 28 日から施行する。

（令和５年３月 28 日　評議員会議決）

また、この説明の際、通信画面に資料が掲示されない場面があり、総務部長及び事務局長より重ねて説明があった。本議案について意見を求めたところ、他に特段の意見もなく原案通り会場に出席の評議員及び Web 会議に出席の評議員全員一致で了承された。

第３号議案　評議員候補選出委員会規則の改正について

総務部長より資料に基づき併せて説明があった。説明によると、役員候補選出委員会規則と評議員候補選出委員会規則の基本は同じ条文であり、相違点は「役員候補選出委員」が「評議員候補選出委員」と変わっている点と、第８条の任期について役員候補選出委員は２年で評議候補選出委員は４年となっている点である。他は全く同じ条文なので、同じように改正したいというものである。

評議員候補選出委員会規則の改正案は以下の通り。

評議員候補選出委員会規則（改正案）

（構成及び選出方法）

第３条　選出委員会は、~~評議員会議長を含む~~評議員２名、事務局員１名、及び次項の定めに基づいて選任された外部委員２名で構成する。

3　選出委員会の委員長は、評議員~~会議長~~が就任する。

4　選出委員会の~~委員長を除く他の~~委員は、評議員会において選任する。

~~5　前項の選任に当たり、選出委員会の委員長は、理事会に対しその候補の提出を依頼できる。~~

~~6　理事会は、選出委員会の委員長から前項の要請があった場合は、その候補者の名簿を提供しなければならない。~~

（決議及び評議員候補の選出方法）

第５条　選出委員会の決議は、選出委員会委員のうち外部委員を含む３分の２以上の出席をもって行う。

3　前項の選定に当たり、~~選出委員会の委員長は、~~理事会は~~に対し~~その候補~~の~~を提出す~~を依頼でき~~る。

~~4　理事会は、選出委員会の委員長から前項の要請があった場合は、役員等候補者リスト作成検討会から出された候補者名簿案をもとに協議し、その候補者の名簿を提供しなければならない。~~

~~5　評議員候補者リスト作成検討会は、理事長、理事１名、評議員１名、監事１名、事務局員１名で構成する。~~

（情報提供）

第６条　理事会は選出委員会における前条の審議に当たり、~~選出委員会の委員長の要請があった場合は、~~下記各号の情報を提供しなければならない。

改正　この規則は、令和５年３月 28 日から施行する。

（令和５年３月 28 日　評議員会議決）

本議案について意見を求めたところ、他に特段の意見もなく原案通り会場に出席の評議員及びWeb会議に出席の評議員全員一致で了承された。

第４号議案　評議員会運営規則の改正について

総務部長より資料に基づき本議案の説明があった。説明によると、評議員会運営規則の変更箇所は議長の部分で、評議員会議長はその都度互選とすること、また第３項を削除する。附則で本規則は６月の評議員改正以降から施行するというものである。

評議員会運営規則の改正について以下の通り。

評議員会運営規則　（改正案）

（議　長）

第６条　評議員会の議事は、評議員会議長が進行を務める。

２　前項の評議員会議長は、~~評議員会において選出~~その都度互選とする。

~~3　第１項の評議員会議長が出席しないときは、その評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出する。~~

4　改正　本規則は、令和５年定時評議員会の終了後から施行する。

（令和５年３月 28 日　評議員会議決）

本議案について意見を求めたところ、他に特段の意見もなく原案通り会場に出席の評議員及びWeb会議に出席の評議員全員一致で了承された。

第５号議案　評議員候補選出委員の選出について

事務局長より資料に基づき本議案の説明があった。説明によると、現在の評議員の任期は６月の定時評議員会の時までとなっており、新たな評議員を選出する必要

がある。規定により評議員会の前に評議員候補選出委員会を開催し評議員会にかける評議員候補者を審議することとなっている。現在の評議員候補選出委員の任期は3 月 23 日で満了しており新しい委員を選出する必要がある。委員の構成は評議員候補選出委員会規則第3条で、評議員2名、外部委員2名、事務局員1名の計5名で構成し、第8条で任期は4年となっている。ここで議長から事務局案を求められた。事務局からの選出委員の案としては、3月13日に開催された業務執行理事会で検討されたものとして、評議員として成松義文氏（㈱ファンケル顧問）再任、安倍俊朗氏（㈱明治 取締役副社長）再任、外部委員として北井暁子氏（日本赤十字社血液事業部）再任、前委員の阿部圭一氏が国立研究開発法人国立健康・栄養研究所所長の代わりに森田邦雄氏（前食肉科学技術研究所理事長）新任、事務局として岩浪恒平（(財) 日本健康・栄養食品協会総務部長）の5名であるとのことであった。

本議案について意見を求めたところ、他に特段の意見もなく原案通り会場に出席の評議員及びWeb会議Zoomシステムに出席の評議員全員一致で了承された。

選任された評議員候補選出委員会委員は以下の通り

評議員　　成松　義文
評議員　　安部　俊朗
外部委員　北井　暁子
外部委員　森田　邦夫
事務局　　岩浪　恒平

報告事項

1. 2023年度事業計画
2. 2023年度収支予算

議長より、2023年度事業計画及び2023年度収支予算について事務局に説明の指示があった。

引続き2023年度の事業方針について報告があった。

報告によると 2022 年度から、日健栄協が考えるこれからの健康食品の体系図の概念、「いわゆる健康食品」から、「認定健康食品」、「機能性表示食品」、「特定保健用食品」、「疾病リスク低減トクホ」へとステップアップするという考え方の説明を、様々な機会をとらえて行ってきたところである。

一方では、健康食品用ハードカプセルの自主回収問題が起こるなど、健康食品の製造管理や品質確保の重要性についての再確認が求められており、これに対応できるように、2023年度は認証･認定3事業の更なる認知向上を進めるとともに、事業スキームや審査方法の見直しに取り組む。

新たな疾病リスク低減表示については、申請支援を実施している3事業者の申請が審査段階まで到達し得ているが、これら支援を通して得られた知見をもとに

申請ガイダンスの作成を進めたいと考える。また、特定健診後の保健指導は、トクホが必要とされる対象者に直接説明するという機会であることから栄養士会の協力を得て、トクホ活用のパンフレットを作成し、実施方法の検討を進める。

また、機能性表示食品の届出支援においては、ガイドライン改正に伴うPRISMA2020への対応について、事業者へ多様なアドバイスを開始するとともに、引き続き「研究レビューの作成代行」、「届出資料の事前点検」、「分野別専門相談」、「届出後の分析実施状況公開」等の支援を行うほか、広告表現の適正化に向けた「機能性表示食品広告審査会」の運営に取り組む。

特別用途食品については、特別用途食品制度の活用に関する研究会が中心となって提出した様々な制度見直しの要望を受け、消費者庁において制度拡充の検討が進められており、これに対応する申請マニュアルの作成や、制度普及・活性化につながる研修会の開催を企画する。

昨年から取り組んでいるフレイルの分野では、医療経済研究・社会保険福祉協会を中心に「フレイル予防のポピュレーションアプローチに関する声明と提言」が出され、今後は提言に基づく活動を推進する組織として設置される予定の「フレイル予防推進会議」に、食品表示の専門家として引き続き協力する。

総務部長より2023年度事業計画について資料に基づき説明があった。2023年度事業別ごとの具体的な取り組みは以下のとおり。

公益事業

公１　健康補助食品基準設定・認定事業

健康食品部関係では、原材料の本質的安全性を評価する「安全性自主点検認証事業」、製品品質を評価する「JHFA認定事業」、製造工程、品質管理を評価する「GMP認証事業」のいわゆる認証・認定3事業を行う。

認定健康食品(JHFA)マークに関する事業については、規格基準型JHFA認定事業は、新規10件、更新31件、個別審査型JHFA認定事業は、新規5件を計画している。また、普及活動を拡充する。

GMP製造所認定等に関する事業については、2023年度は「GMP認証制度Q&A」の改定の完成、工場認定に関する事務局業務の効率化を進め、GMP認定に関わる各種規程類や関連文書の見直しを行う。GMP工場認定事業は、工場認定が、新規10工場、更新59工場、GMP製品マーク認証事業は、認証数は新規10件、継続131件を予定している。

健康食品安全性自主点検認証に関する事業については、2023年度は「平成17年通知」の改定に伴い安全性自主点検スキームの重要性について、再度周知を行い認証取得数増加を目指す。これに伴い、事業として認証スキームや評価方法等の見直

しを検討する。

学術情報部関係では、健康食品相談業務（「健康食品相談室」）を実施する。2022年度より火・木の週2日の受付で実施しているが、2023年度は、「健康食品相談室」のホームページについて、実際の相談内容を活用した上でのQ&Aの改編など内容の充実を図る予定である。

公２　保健機能食品・特別用途食品申請支援事業

特定保健用食品部関係では、特定保健用食品の申請等の支援の実施、疾病リスク低減表示の申請支援の拡充、「特定保健用食品の開発・申請マニュアル」の改訂を行う。また、普及啓発活動について、昨年度の技術部会活動により、日本栄養士会の協力を得てトクホの説明に用いるパンフレットを作成した。このパンフレットを用いて保健指導時での利用を提案するため、学会等を通じて管理栄養士や保健指導機関に働きかけるほか、消費者教育ポータルサイトに掲載する予定である。

栄養食品部関係で、「特別用途食品制度の活用に関する研究会」の運営と活動につては、広告分科会は新規の分科会になるが、病者に役立つ食品として特別用途食品「病者用食品」を普及啓発するため、日本版の「メディカルフード」として愛称の使用や適正広告基準の検討を進める。また、個別評価型病者用食品分科会、総合栄養食品分科会、えん下困難者用食品分科会の運営を行う。特別用途食品の申請支援、栄養機能食品の製品企画支援については、会員等からの相談依頼があれば対応する。

機能性食品部関係では、機能性表示食品の届出・広告相談事業については、2023年度からの分野別専門相談では、ガイドライン改正に伴うPRISMA2020への対応についてもアドバイスを積極的に行う。その他に機能性表示食品の届出資料の事前点検事業、広告部会の運営と広告審査会の開催の実施、届出後の分析状況公開サイトの運用、機能性表示食品関連事業の普及・啓発のための説明会・相談会を実施する。

学術情報部関係では、学術誌の発刊事業を行う。

公３　食品保健指導士養成事業

研修企画部関係では、食品保健指導士養成に関わる事業として食品保健指導士養成講習会を2回開催、受講修了者に対して修了評価認定試験を実施する。また資格更新の手続き、指導士フォローアップ事業を実施する。

公４　特定保健用食品公正取引協議会事業

特定保健用食品公正取引協議会関係では、公正取引協議会の運営については、

総会の開催、運営委員会の実施、公正競争規約及び施行規則等の運用として、広告審査会の開催、広告研究会の運営、開催を行う。また、指導、相談事業の実施、関係官公庁、主に消費者庁関係部局との連係活動を行う。

共通事業

健康食品部関係では、事業者向け健康食品相談事業を継続実施する。相談内容は、原料の安全性評価、食品表示、法規制、機能性表示食品など幅広い分野となっている。

学術情報部関係では、健康食品等に係る国内外の情報の収集と発信を行う。

渉外広報室関係では、会員への情報提供として、メールマガジンの発信、ホームページへの情報掲載を実施する。普及・啓発活動としては、展示会への参加、ホームページの活用、報道への対応を行う。

研修企画部関係では、「新人向け」と「中堅向け」のセミナーを引き続き開催する。また、2023 度は「トップセミナー」の開催を行う。

九州支部関係では、普及啓発･広報・連携活動として、新規会員の獲得や協会認定取得事業者の増を図るための活動を進める。

収益事業

収１　賃貸事業　建物施設の賃貸に関する事業

総務部関係では、賃貸事業として関係 4 団体への事務室賃貸等を行う。

収２　受託事業

総務部関係では、事務代行受託事業としてて関係 2 団体の事務代行受託業務を行う。

栄養食品部関係では、日本流動食協会からの受託事業、フレイル予防産業の構築への参画を行う。

機能性食品部関係では、機能性表示食品の研究レビューの実施、2023 年度の目標は 2 件を予定している。

法人会計

総務部関係につて、法人組織の運営業務は、評議員会と理事会を 2 回開催、監事監査、評議員候補選出委員会の開催を予定している。また、会員、関連団体に関する業務、公益財団法人の運営、会計・人事・庶務・職員研修、九州支部の運営支援として総会や運営委員会を開催する。

続いて、事務局長より 2023 年度収支予算について資料に基づき説明があった。

収支予算については、経常収益は前年額より 1,428 万円余の減になっている。対前年比の主な増減は、「受取入会金」は 2022 年度は 45 社の新規入会を見込んだが 2023 年度は 38 社の入会を見込んだ。「受取会費」は、これにともない減少となっている。事業収益については、「JHFA マーク許可事業収益」は JHFA マーク減少により減となっている。また、「GMP 工場認定事業収益」は認定数の増加により増加となっている。「機能性表示食品届出支援事業収益」については、PRISMA2020 対応支援という新たな事業で収益増を見込んでいるが、相談事業・届出資料事前点検事業が減となることから事業としては減収となっている。「指導士養成事業収益」は受講者数の減少により減となっている。「講習会・セミナー事業収益」については、主に機能性表示食品関連のセミナー収益の増加により増加となっている。また、「機能性評価関連事業収益」については、研究レビューの減少により減となっている。

経常費用は前年額より、1,351 万円の減少となっている。前年対比の主な増減は、人件費関連で、「給料手当」と「臨時雇賃金」がともに減少となっている。主な要因は昨年度は出向対価を多く見込んでいたことによるものである。「会議費」は 2022 年度は新春賀詞交歓会の飲食代を計上していたが、2023 年度は賀詞交歓会を行わずトップセミナー実施することとしたので減少となっている。「支払手数料」については、2022 年度は消費者向けホームページの制作費を計上していたことや、2023 年度はセミナー等のウェブ配信にかかる費用を抑えたことにより減少している。

以上の結果、当期一般正味財産増減額は 23,659 円となっており、一般正味財産期首残高が 4 億 6179 万円余、一般正味財産期末残高は 4 億 6181 万円余となり、指定正味財産 1 億円を合わせると、2023 年度の正味財産期末残高は 5 億 6181 万 4773 円となる。

また、公益法人の財務 3 基準については、公 1 事業、公 2 事業、公 3 事業、公 4 事業および公益目的事業計において全てマイナスとなっており、収支相償は保たれている。

経常費用計については、2 億 4059 万 286 円、公益目的事業計が 2 億 861 万 6276 円となっており、公益目的事業比率は 50%を超えなければならないが、これを大きく超えて約 87%となっている。また、この公益目的事業計 2 億 861 万 6276 円が遊休財産額の上限額となるが、2022 年 3 月末現在の遊休財産額は約 1 億 2485 万 651 円だったのでその適正範囲内となっている。

以上のことから、公益法人の財務 3 基準である「収支相償」「公益目的事業比

率」「遊休財産額」はすべて基準を満たしている。

報告の後、議長が意見を求めたところ、次の質疑があった。

（質疑内容）

評議員：　私は消費者団体で消費者に対する表示の研究というものを行っている。昨年からナンバーワン表記といういうものが大変多くなった。健康食品以外のものにも表記されているが、その表記の中には商品を実際に食べたり使用したりしていないのに、アンケートを取ってその結果の一番いいところを取りイメージが良さそうだということだけでナンバーワンと表記しているものが非常に多かった。そこは問題視しており、その点について消費者にアンケートを取ったところ、結果としてやはりナンバーワンという表示だけ見て選んでいる人が多かった。そのような広告等に対して協会としても広告の相談事業を通して注意をしていくべきではないかと感じたのでその業務に力を入れてもらえたらと要望する。

事務局長：　ナンバーワン表記については行政でもかなり気にしているところで、表示対策課といくつか相談をしている。協会で出来ることはＰＲしていきたいし相談業務で受ければそれはそれで対応して行きたい。

評議員：　正味財産増減予算書につい、2023 年度予算合計と 2022 年度予算合計を比較した記載になっているが、2022 年度の着地見込みを基に 2023 年度の予算を立てているのか。2022 年度の予算執行状況が分かれば教えてもらいたい。

事務局長：　2022 年度の予算執行状況は、今の段階では収入が少し減っているので、それに見合わせて会費収入や相談事業の見直し等、実績に応じた予算を組んでいる。

評議員：　収益事業は全般的に大幅に収益の見込みが減ということになっているが、来期もそれを見込んだ予算という理解でいいか。特に機能性評価関連事業収益でマイナス 550 万円となっているが。

事務局長：　機能性の届出支援については、昨年度 0 日ルールが始まり、もっと相談事業が増えるだろうという見込みで予算を計上したが、実際にはそれを運用しないという方針が決まり運用されなかった。その結果相談事業が増えなかったためそれに合わせて減額になっている。

評議員：　分かりました。

議長：　協会の活動は企業サイドから見ると JHFA マークの収益が少しずつ落ちてきて、GMP の収益が上がってきている。その点から健康食品事業者が今何を求めているのかがよく分かる。長期的に見なければいけないし、今すぐ出来ることではないが、協会が消費者に向けてどの様な活動をし、

それが事業者にとってどのようなメリットを生むのか。という観点から JHFA マークの存続も含めて、消費者が正しい買い物をするために少しでも寄与できるような情報を提供できるような活動をしていくために、今何が必要なのかということを事務局で検討し、理事会、評議員会で意見を聞いていくということをしてもらいたい。

評議員：　資料Ｐ１の疾病リスク低減表示について申請支援を実施している 3 事業者からの申請があるとなっている、が具体的な内容を教えてもらいたい。

議長：　この後、その他の報告の中で説明があります。

評議員：　分かりました。

引続き、その他事項について各担当部長より資料に基づき報告があった。

・特定保健用食品（疾病リスク低減表示）の動き（特定保健用食品部長）
・消費者庁長官に説明した機能性表示食品の課題と対策（機能性食品部長）
・日健栄協トップセミナー（案）（研修企画部長）
・業務執行理事の職務について（事務局長）

報告の後、議長が意見を求めたところ、次の質疑があった。

（質疑内容）

評議員：　消費者庁長官に説明した機能性表示食品の課題と対策について、機能性表示食品のエビデンスレベルに沿った表示の部分で、エビデンスレベルを適切に伝えるということの意義は私も同感で賛成であるが非常に難しい事だと思う。過去にアメリカでもエビデンスレベルを表示するということが行われていたがなかなかうまく行かなかった。

論文もいくつか出ているが、どのような点が難しいかというと、エビデンスレベルというのを期待できる効果のレベルと間違える消費者が大変多かった。エビデンスレベルが高いということと期待できる効果ということは全く違う話なのだが、エビデンスレベルが A であるとより強く効くだろうと勘違いしてしまう消費者が多かった。ビデンスレベルの高いところは表示したが低いところを表示しなかったので比較すること出来ずひろがらなかった。その点が難しいところだったと聞いている。

今回、エビデンスレベルに沿った表示について検討しているが、エビデンスレベルを期待できる効果のレベルと勘違いしていないかどうかという点について検討したかどうか、また、研究レビューのエビデンスレベルとヒト試験のエビデンスレベルそれぞれで分けて表示をするのか。

それぞれ A、B、C という形の表示にするのかどうか教えてもらいたい。

機能性食品部部長：　評議員が言われるように 2011 年にはアメリカの例を引いてそのようなことが出来るかどうか検討した。ただ、エビデンスレベルが高いのもが実際に効くのかどうかということは別問題なので検討はしていない。実際そこは証明が難しい課題だと考える。また、研究レビューとヒト試験については研究レビューにおける強さを A、B、C と表示してはどうかということで考えているが、ヒト試験においては考えていない。

評議員：　消費者庁長官に説明した機能性表示食品の課題と対策について、3 点ほど国民へ向けての周知でお願いがある。保健機能食品のデータというのは 12 週間毎日食べ続けているということが前提になっていると思うが、意外に消費者はそれが出来ていないのではないかと思う。なので、毎日食べ続けることが前提だという事をもっと言い続ける機会を持ってもらいたい。また、機能性成分が同じであると同じ表現で表示がされる。実際には商品毎に入っている機能性成分が同じものであってもそれぞれ差がある。それでは、多いものを選べばいいのか、またどのくらい食事で食べて行けばいいのかという点について聞かれても答えるのがなかなか難しいのであるが、その点について回答があれば教えてもらいたい。特保疾病リスク低減で 3 件の申請が出ているが、食後の血糖値の上昇を抑えることがいろいろな段階を踏んで 2 型糖尿病の疾病を、予防とは書けないで、そこのところがヒト試験とかそういうものではなく繋がっていくことになるので、そうすると機能性表示食品も同じような表示をしているものがあってそれはトクホと同じような機能を持つのではないか思う人がいるのではないかと思うがこの点はどうか。

機能食品部長：　評議員が言われるように、商品毎に続けて 12 週間食べていないのではないかということだが、やはり消費者の方々は長期間に渡り実施している人は非常に少ない。そういったデータを集められれば、きちんとした効果が得られる。そこが大事なことなので啓発に努めていきたい。また、商品毎についても論文にある量を長期間きちんとデータの通りを取るように啓発していくことが大事だと考える。

特定保健用食品部長：　確認ですが、特保の疾病リスク低減の表示と機能性の表示の境目がなくなるという指摘でしたでしょうか。

評議員：　トクホは最終製品で食品の形をしていて最終商品ではヒト試験 RCT を取っているというのが今までの形だったが、今回のように途中で食後の血糖値の上昇を抑える、すなわちそれが疾病リスク 2 型糖尿病の発症を予防とは書けないと思うので、そこはどういう言葉になるのか分

からないが繋がるということになると、それはヒト試験が出来ているわけではないのでやはり文献から取ってくることになると思う。そうした場合、機能性表示食品も同じような食後の血糖値を抑えるというものがたくさんあるが、それと特保疾病リスク低減との関係の違いをどのように考えているのか教えてもらいたい。

特定保健用食品部長：　現在、具体的に 3 件の申請の中の 1 件の内容については公表することが出来ない。科学的根拠の中で、評議員が言われるような直接製品を使った試験が含まれているのか、あるいは機能性の統計データと同じように関与成分のレビューでやっていることなのかと思う。それについては、現在私のところで話せることはないので、今後の審査の過程を見て行くことになるかと思う。

議長：　現在、協会でいろいろな部会を作り検討して発表してもらっているが、このような問題に 100 点はない。どこかが十分かもしれないし、どこかが不十分かもしれないが、せっかくそういう形で案として作ったのだからそれをどう業界全体としてルールを守って、出来るだけ正しく消費者に伝えるような広報活動をしていくか、それが一番難しいことだし一番大事なことである。案を作ることは専門家がいるので出来るだろうが、それをどう業界全体に馴染ませて行くか、業界全体を巻き込んでコンセンサスを取っていくためには何をすべきなのかが大事であるし、それがあれば消費者がもう少し商品を選びやすくなるだろうと思う。それが出来るのは他団体をまとめ、専門的なスタッフや専門的な知見を持っている協会だけだと思う。それを協会は今後どういう形で具体化していくかということに期待しているところだ。

以上をもって議案の質疑応答等を終了したので、15 時 30 分、議長は閉会を宣言し、解散した。